

第 6 章

工事完了検査及び工事完了公告

第 1 節 工事完了検査及び工事完了公告

[法第36条]

第 2 節 開発行為に関する工事検査要領

第 3 節 工事検査の方法

第 4 節 工事中の写真の整備要領

第6章 工事完了検査及び工事完了公告

第1節 工事完了検査及び工事完了公告

法第36条

規則第29条、第30条、第31条

都市計画法

(工事完了の検査)

第36条 開発許可を受けた者は、当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該開発行為に関する工事（当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

都市計画法施行規則

(工事完了の届出)

第29条 法第36条第1項の規定により届出は、開発行為に関する工事を完了したときは別記様式第4の工事完了届出書を、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したときは別記様式第5の公共施設工事完了届出書を提出して行うものとする。

(検査済証の様式)

第30条 法第36条第2項に規定する検査済証の様式は、開発行為に関する工事を完了したものに係る検査済証にあつては別記様式第6とし、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したものに係る検査済証にあつては別記様式第7とする。

(工事完了公告)

第31条 法第36条第3項に規定する工事の完了の公告は、開発行為に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称、公共施設の種類、位置及び区域並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県知事の定める方法で行うものとする。

1. 工事完了検査の時期

開発許可を受けた工事が次の(1)～(3)の段階に達したとき、許可を受けた者は完了届（別記規則様式第4、第5）を提出して検査を受けなければなりません。

(1) 開発区域全部について当該開発行為に関する工事を完了したとき

(2) 工区に分けて許可を受けたときは、工区の当該開発行為に関する工事を完了したとき

(3) 公共施設の工事を完了したとき

それぞれの完了部分が許可を受けた設計並びに許可に付した条件に適合しているかの検査を行います。この場合、排水管の埋設工事、擁壁の配筋工事などに完了後に目視できない部分の施工にあたっては、随時、工事中の検査、工事写真の提出が必要となります。

水道についての工事完了検査については、水道法又はこれに準ずる条例の適用を受ける水道について当該法令による検査をすることとなっているものは、これによる検査を受けることによって本条の完了検査を受けたものとしています。これ以外の水道（専用水道）については、工事完了検査に際して日向保健所の立合いを行うようにしてください。

なお、「当該開発行為に関する工事」とは、法第33条の規定に基づく技術的基準で許可要件に該当する範囲の工事をいい、例えば流量調整機能としての浸透機能を有していない場内の舗装工事等（公共施設となる道路を除く。）は「開発行為に関する工事」に含みません。

2. 工事完了公告

完了検査に合格すれば、速やかに検査済証を交付し、当該工事が完了した旨の公告を行います。

工事完了の諸効果（建築制限の解除、公共施設の管理についての引継ぎ、土地の帰属変更など）は、検査時点ではなく、当該公告があつて初めて発生します。

第2節 開発行為に関する工事検査要領

(目的)

第1条 この要領は、他の法令に定めるもののほか、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づき、開発行為に関する工事（以下「工事」という。）に関し、法第36条の規定による工事完了の検査及び法第82条の規定による立入検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定め工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(検査員)

第2条 検査を実施するため検査員を置く。検査員は、市長の任命した職員とする。

(検査の種類)

第3条 検査は、中間検査及び完了検査とする。

2 中間検査とは、工事施行の途中において必要と認められる工程に達したとき及び必要と認められる場合において適宜行う検査をいう。

3 完了検査とは、法第36条第1項に規定する工事完了の届出があった場合において行う検査をいう。

(検査の方法)

第4条 施工の状況及び内容の検査については、設計図書と照合して行うほか、別記「工事検査の方法」により、その適否を検査するものとする。

(違反に対する措置)

第5条 法第81条に規定する違反の事実がある場合は、同条の規定により必要な措置をとるものとし、その措置が完了した後、改めて検査を行うものとする。

(検査の復命)

第6条 検査員は検査を終了したときは、速やかにその結果を検査結果書（別記様式第20号）により通知するものとする。ただし、中間検査において特に重大な違反事項のないときは、この限りではない。

第3節 工事検査の方法

1. 完了検査実施方法

(1) 目的

完了検査は、開発許可申請に際し作成された設計図書に基づいて、的確に施行されているか否かを確認することを目的とする。

(2) 方法

完了検査の実施にあたっては、施行区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜測定する。

測定の結果、設計図書と相違する箇所が明らかになった場合は、検査結果書により手直しを命ずる。

ただし、敷地の機能、維持上支障をきたすおそれがないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。

基礎工事等の工事で、検査時において目視できない箇所の施工部分については、「工事中の写真の整備要領」に従い、写真の整備をしておくこと。

2. 中間検査実施方法

(1) 目的

中間検査は、宅地の安全性に密接な関連のある工種の中間工程における施行管理の状況、品質管理の状況及び施行地区周辺との関連を把握することを目的とする。

(2) 方法

大規模な開発行為又は大規模な構造物等の設置される場合等、完了検査時においては、検査が十分ではないと認められるものについて、適宜、完了検査時と同様の検査を行う。

3. 重点調査事項

(1) 施行管理

許可条件が適切に遵守されているか否かを確認する。

(2) 現場管理

土砂及び地区内水の排除と周辺との関係、防災措置の確認

進入路、材料運搬通路の保全措置の確認、材料の保管状況の確認

(3) 品質管理

養生、材料、土質試験等管理状況の確認

4. その他

検査は、土地利用計画平面図及び横断図等設計図書に基づいて確認するが、現地の状況等を勘案して変更施行しているものについては変更案により検討するものとする。

ただし、設計図書と異なって施行してあるもののうち、機能的に影響があるものについて事後承諾は行わない。

なお、この実施要領に含まれないものについては、「日向市工事検査取扱要領」に準拠して行う。

(検査、工種、項目、内容)

工 種	項 目	検 査 内 容
開 発 区 域 の 位 置 等	位置・区域 区画・面積	①開発許可に係る位置・区域が申請どおりであることを確認する。 ②土地利用計画図どおり公共施設及びその他の区画の配置形成が適正であるか、また、それぞれ面積は確保されているかを確認する。
整 地 工		宅地又は公共施設（公園等）において、地盤に極端な落ち込み等がないかを確認する。
道 路 工	道 路 構 造	①申請どおりの道路形状（延長、幅員、線形、隅切り等）に施工されているか確認する。 ②付属施設について、各種関係機関の指示どおりに設置されているか確認する。
	舗 装	①道路延長500m以内は2ヶ所以上、500mを超えるときは、+300mごとに1ヶ所以上のコアを採取し、舗装厚を測定する。 ②縦横断勾配、骨材、結合材の品質形状、粒度、不陸、亀裂等の有無について確認する。
	砂 利 敷	転圧の状況を確認する。
側 溝 工		①底盤厚、蓋受部の不陸を確認する。 ②規格寸法の測定、破損の有無、目地仕上げ、勾配、街渠マスの取付状態、舗装面とのすりつけ等を確認する。
管 渠 工	管 渠	①材料、規格寸法を確認する。 ②管底高及び土被りの状況を確認する。 ③勾配、通り及び管内清掃状況を確認する。 ④埋戻し、突固めの状態を確認する。
	マンホール マ ス	①材料、規格寸法を確認する。 ②仕上げ高及び深さを確認する。 ③形状、位置、個数を確認する。 ④内部仕上がり状況を確認する。 ⑤足掛金具の取付位置の良否を確認する。 ⑥埋め戻し及び周辺地盤とのなじみ具合を確認する。
擁 壁 工	石 積 み C B 積 み コンクリート 擁 壁	①使用材料の材質、規格、寸法を確認する。 ②天端幅、延長、基礎高、地上高、勾配、積み方等を確認する。 ③裏込めコンクリート及び裏込め栗石（碎石）の充填状況を確認する。 ④伸縮目地、水抜き穴の配置及び詰まりの有無を確認する。 ⑤掘削検査を行う際は、構造物の厚さ、裏込め栗石の厚さを測定し、裏込めコンクリートの打設状態、水抜きパイプの設置状況を確認する。 ⑥土圧によるはらみ、不良地盤による沈下、亀裂、傾き、クラック等が発生していないか確認する。 ⑦配筋の状況が管理写真では、不明である場合、最小限必要な面積分、擁壁表面をはつたうえで確認する。 ⑧根入れ、法長及び法勾配を確認する。
	階 段	踏面、蹴込、幅員、排水状況、手すりの寸法及び安全性、塗装仕上げの状況を確認する。

工 種	項 目	検 査 内 容
法 面		<p>①法勾配、犬走り及びはらみ等を確認する。</p> <p>②法面の種子吹付けの活着及び発芽状況、張芝の活着状況を確認する。</p> <p>③湧水による浸食、崩れ、雨水による洗掘状況を確認する。</p>
橋 梁		<p>①基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等を確認する。</p> <p>②コンクリートの品質は、品質管理試験資料又はテストハンマーによって確認する。</p> <p>③伸縮継手、支承部の取付状況を確認する。</p> <p>④排水管、その他付属部の取付状況を確認する。</p>
防 災 施 設 等		<p>調整池等の防災施設及び外周施設については、特に十分な確認を行う。</p>
そ の 他		<p>①掘削、抜き取りによる検査の結果、適正でない場合は、確認寸法を撮影し、保管する。</p> <p>②施工法の適否を確認する。</p> <p>③工程監理の状況を確認する。</p> <p>④現場の整理及び安全管理を確認する。</p> <p>⑤提出書類の整備状況を確認する。</p> <p>⑥通行者、周辺住民等に対する安全確保の処置を確認する。</p> <p>⑦その他開発事業者、施工業者の義務履行を確認する。</p>

第4節 工事中の写真の整備要領

1. 目的

この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定に基づく開発行為に係る工事写真撮影に関する事項を定めることを目的とする。

2. 工事写真の種類及び写真管理

(1) 工事写真の種類

- ① 工事着手前写真
- ② 完成写真
- ③ 施工状況写真
- ④ 安全管理写真
- ⑤ 検収写真
- ⑥ 品質管理写真
- ⑦ 出来形確認写真
- ⑧ 災害写真
- ⑨ その他（公害、環境、補償等）

(2) 写真管理計画の作成

施工者は、施工計画が定まった段階で、工事写真管理者を定め、次項に定める撮影基準をもとに、写真の種類及び工種ごとの撮影項目、撮影時期等を定めた写真管理計画を作成し、撮影漏れがないように留意すること。特に工事完了後に目視できない箇所（不可視部分）については、撮影時期を逸しないように注意すること。

また、撮影を実施するうえで、写真の各種類における留意すべき点は下記のとおりである。
なお、撮影対象物の細部まで明瞭にプリントできるデジタルカメラであれば使用も可とする。

① 工事着手前写真

- ア) 工事着手前に開発区域全体の状況がわかるように撮影すること。
- イ) 一枚に収まらない場合は、継ぎ写真とすること。
- ウ) 立木等のある場合は、伐開前と伐開後に分けて撮影すること。

② 完成写真

- 工事着手前写真と対比できるように同一位置から撮影すること。
（工事着手前写真を撮影した際に、杭等の目印になるものを設置すると良い。）

③ 施工状況写真

- ア) 各施工段階における施工機械等の稼働状況、人力による施工状況、工事材料の使用状況、規定された工法に対する施工状況、部分的な段階完了状況写真を撮影するものであり、その撮影目的を十分に理解し、目的に対応する撮影を行うこと。
- イ) 測点、周囲の地形地物を背景に入れて撮影目的物の位置を明瞭にするよう工夫すること。

④ 安全管理写真

標識等の設置状況及び交通指導員等の配置状況写真は、万が一、事故が発生した場合、原因調査資料及び安全管理状況の証拠資料となるので、設置又は設置状況が変わればその都度撮影を行うこと。

⑤ 検収写真

- ア) 使用後に数量、形状、寸法が確認できないものについては、現場搬入時にかならず検収写真を撮影すること。対象材料として、2次製品、地下埋設管渠、モルタル吹付用の埋設

鋼材、玉石、捨石、ブロック等がある。

イ) 製品に規格及びJ I Sマーク等の表示を有するものは、それが判別できるように撮影すること。

⑥ 品質管理写真

品質管理の試験又は測定の目的を十分に理解し、目的に対応する写真撮影を行うこと。

⑦ 出来形確認写真

ア) 工事検査において特に重要となる不可視部分の出来形寸法を確認(証明)するための写真撮影であるので、被写体の位置、測点及び目盛等を明確にし、検査時において設計図等と容易に照合できるよう撮影すること。

イ) 各出来形の撮影にあたっては、床堀の深さ、幅、基礎工の厚さ、幅、胴込、裏込、配筋及び型枠取外し後の出来上がり寸法等が明確に判定できるよう箱尺、ポール等をあてて撮影すること。

ウ) 工事名、工種、撮影年月日、位置(測点)、設計略図及び寸法等を記入した小黒板において撮影すること。小黒板に記入する際は、設計図等との照合を行うこと。(図例1)

エ) 検尺などで出来形寸法を撮影する際は、出来る限り斜め上や下から撮影せず、真正面から撮影すること。

オ) 薄暗い箇所の撮影は、十分な明るさのフラッシュ等を使用すること。

⑧ 災害写真

工事中に災害を受けた場合は、その状況を示す写真を撮影しておくこと。

⑨ その他

工事中の振動による周辺建築物のひび割れ、造成による井戸水の枯渇等、工事施工に起因すると思われる補償問題が発生する場合がある。こうした問題があらかじめ予想される場合には、施工者の責任において、想定区域より相当広範囲の事物を対象に施工前の状況を撮影し、事後の問題解決に役立てること。

3. 撮影基準

工事写真の撮影基準については、「土木工事施工管理基準及び規格値」(宮崎県土木部監修)に掲載されている「工事写真撮影基準」を準用するものとする。

4. 提出用工事写真の整理

(1) 着工から完成までの各工種及び工程順に整理すること。

(2) 各工種について、施工の進捗に応じ、代表的な各出来形確認写真を必ず添付すること。同種類のものには削除してよいが、検査において確認が必要な場合もあるので、対応できるようにしておくこと。

(3) 説明を要するものには、簡単な説明を付けること。

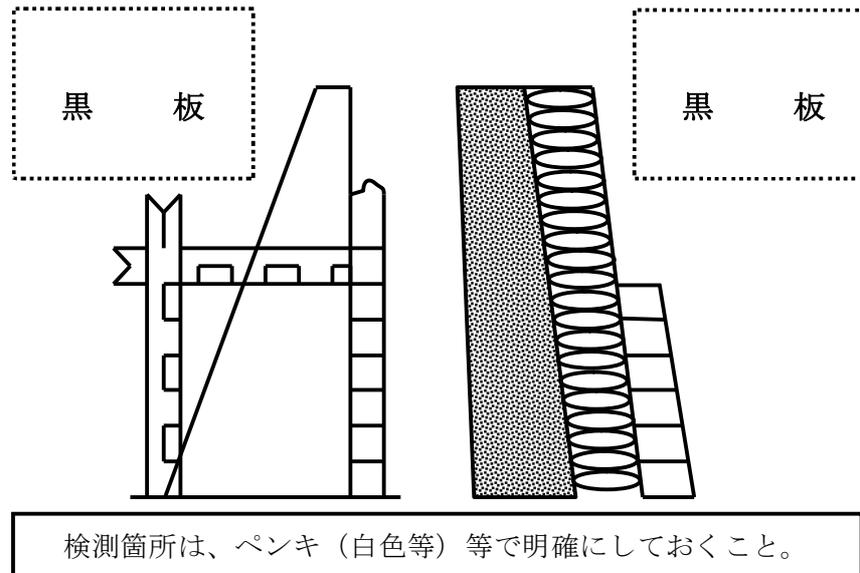
(4) 設計図書と相違がある場合は、その理由を付記すること。なお、変更内容が許可の対象となる場合もあるので、必ず施工前に協議すること。

(5) 台紙の大きさは、A4判とする。

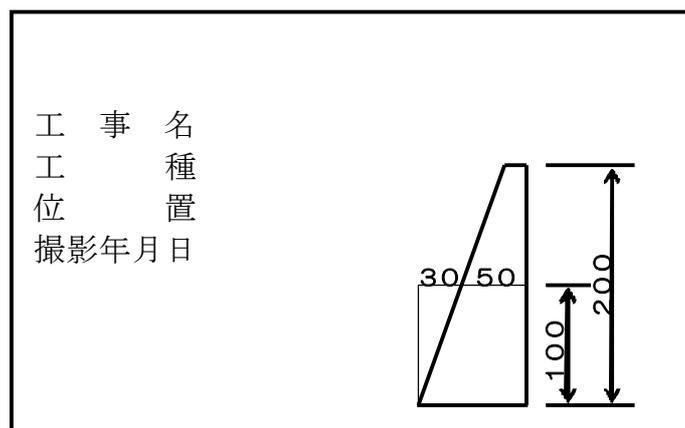
(6) 表紙には、工事名、工事箇所、工事着手年月日及び工事完了年月日、施工者名を記入すること。

- (7) 写真帳には、インデックスを付して整理項目を明示すること。
- (8) 提出部数は、各1部とする。
- (9) 公共施設工事の検査及び工事完了検査時において、手直し等の指示があったときはその処理状況の写真を別途提出すること。

図6-4-1



黒板記載事項



図例6-4-2 床掘状況

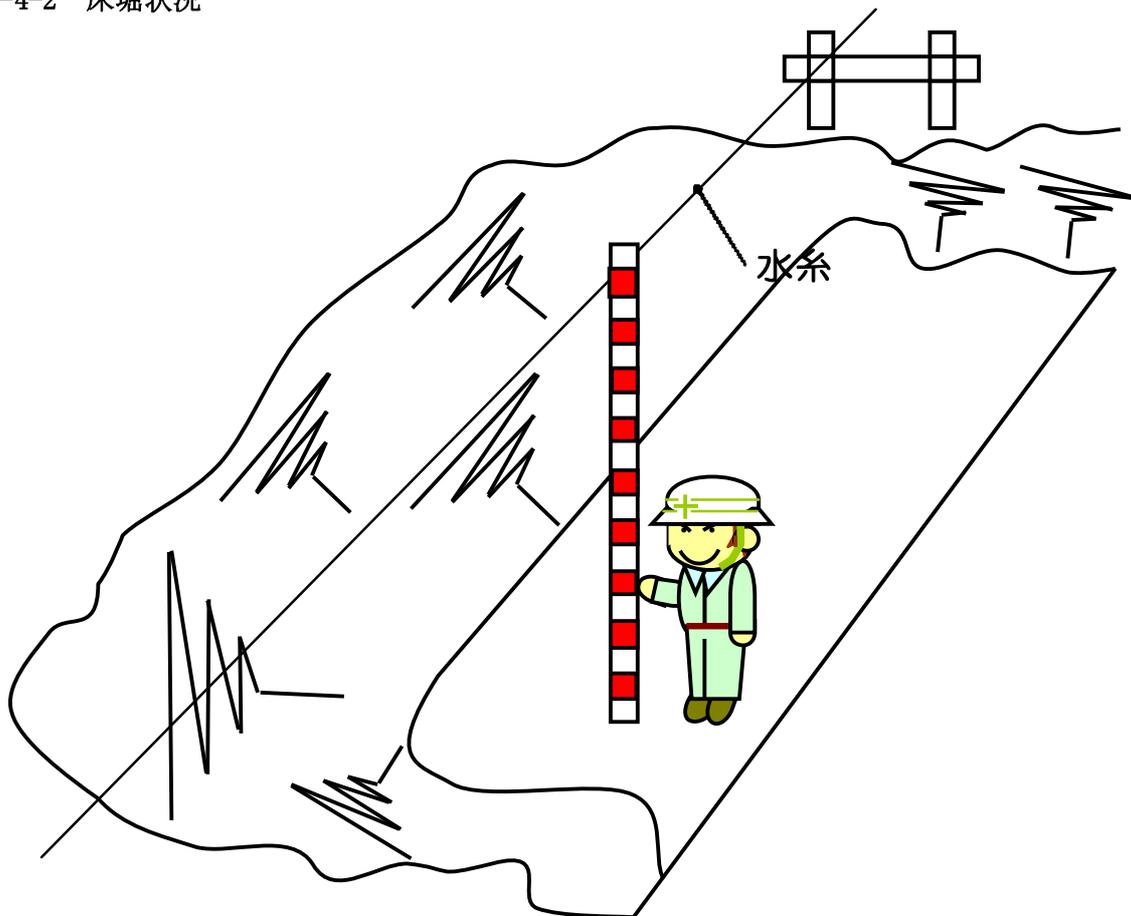
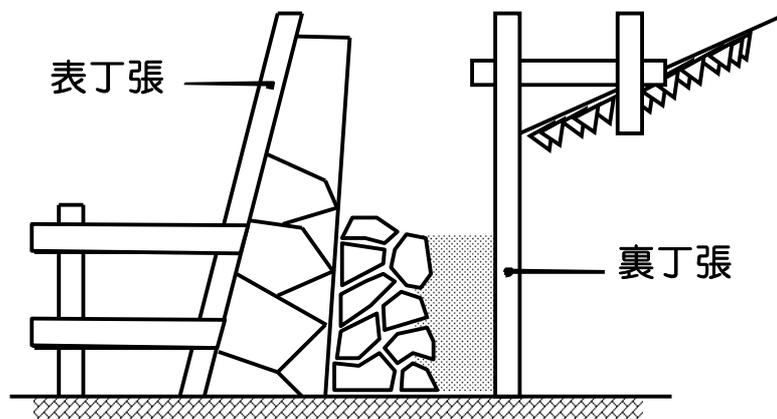


図6-4-3 丁張施工状況



(参考)

工事の完了検査の取扱い要領

- 1) 工事の完了届出書の提出されたときは、検査日時、検査担当者を決定したうえで、開発許可を受けた者若しくはその代理人に検査日時等の連絡を行います。
- 2) 検査は「開発行為に関する工事検査要領」に従って行われ、検査の結果は、「開発行為に関する工事の完了検査結果書」(次頁の様式第20号)によって開発行為者に通知されます。

開発行為に関する工事の完了検査結果書

都市計画法第 36 条第 2 項の規定に基づく検査の結果を下記のとおり指示する。

許可番号	シレイ - -	開発区域の 名 称	
許可年月日	年 月 日	工事着手年月日 工事完了年月日	年 月 日着 手 年 月 日完 了
開発行為者		検査年月日	年 月 日
設 計 者		検 査 員	
工事施行者		検査立会人	
手直事項			
指示事項			
手直期日	年 月 日	手直完了後の検査	
<p>注意 1. 開発行為者又は工事施行者は、完了検査に合格しなかったときは、遅滞なく補修又は改造のうえ、再び検査を受けなければならない。</p> <p>2. 開発行為者又は工事施行者は、その工事において地中又は水中等外部に表れない工事で、その適否を判定しがたいものは、写真を添付すること。</p>			

工事完了検査の結果、工事が開発許可の内容に適合していると認められれば、次の様式による工事の検査済証が交付されます。

様式第 21 号

開発行為に関する工事の検査済証

発日建住第 号
年 月 日

日向市長 印

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、都市計画法（※1 ）による（※2 ）の内容に適合していると認め、都市計画法第 36 条第 2 項の規定による検査済証を交付します。

記

1. 許可年月日・番号

年 月 日
シレイ - -

2. 開発区域又は工区に含まれる区域の名称

日向市

3. 許可を受けた者の住所及び氏名

住 所

氏 名

注1) ※1 には、当該許可に該当する条項により、「第 29 条第 1 項」、「第 29 条第 2 項」又は「第 35 条の 2 第 1 項」の文言が記載されます。

注2) ※2 には、※1 の記載が「第 29 条第 1 項」又は「第 29 条第 2 項」の場合「開発行為の許可」が記載され、「第 35 条の 2 第 1 項」の場合には「開発行為の変更許可」の文言が記載されます。

